

# 第53回（令和3年度） 社会保険労務士試験 受験案内

- 申込期間 4月19日（月）～5月31日（月）
- 試験日 8月22日（日）
- 合格発表日 10月29日（金）

## 全国社会保険労務士会連合会 試験センター

電話 03 (6225) 4880

9:30～17:30（土日祝日、年末年始は繋がりません。）

10:00～16:00（試験の欠席にかかる連絡は不要です。）

※ 国の要請や新型コロナウイルス感染症の状況により変更させていただく場合があります。

FAX 03 (6225) 4883

所在地 〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階

WEB 社会保険労務士試験オフィシャルサイト  
<https://www.sharosi-siken.or.jp>



この受験案内は合格発表まで大切に保管してください。

試験に関する重要なお知らせがある場合は、社会保険労務士試験オフィシャルサイトにてご案内します。  
合格発表まで適宜参照してください。

# 目次

§ 1. 試験の実施要領	2
1. 受験申込書の受付期間	2
2. 試験日・試験科目等	2
3. 試験地・試験会場	2
4. 受験資格	3
5. 受験票の郵送	3
6. 合格基準点	3
7. 合格者の発表	3
§ 2. 受験の申込み	4
1. 提出書類	4
2. 受験申込書の記入要領	5
3. 受験申込書に貼付する顔写真の規格	6
4. 受験手数料の払込方法	7
5. 受験資格及び受験資格証明書	9
6. 試験科目の免除	13
7. 特別の措置	18
8. 届出事項の変更	20
9. 個人情報の取扱い	20
§ 3. 試験当日の注意事項等	21
1. 試験当日の持参品	21
2. 携帯電話・スマートウォッチ等の電子機器類の取扱い	21
3. 試験会場等について	22
4. 試験の時間割	22
5. その他	22
§ 4. よくある質問 (FAQ)	23

## 《重要なお知らせ》

第54回（令和4年度）社会保険労務士試験より、受験申込方法を現在の「郵送手続」から「オンライン手続」に変更する予定です。詳細は令和3年11月上旬頃に社会保険労務士試験オフィシャルサイト内でご案内します。

## § 1. 試験の実施要領

### 1. 受験申込書の受付期間

令和3年4月19日（月）～令和3年5月31日（月） ※5月31日（月）の消印有効

### 2. 試験日・試験科目等

(1) 試験日：令和3年8月22日（日）

出題形式	着席時刻	試験時間
選択式	10:00	10:30～11:50（80分）
択一式	12:50	13:20～16:50（210分）

※ 着席時刻から試験についての注意事項を説明します。この時刻までに試験室に入室し、着席してください。

(2) 試験科目

試験は次表の科目について行われます。

なお、試験問題の解答に当たり適用すべき法令等は、令和3年4月16日（金）現在施行のものとしします。

試験科目	選択式 計8科目（配点）	択一式 計7科目（配点）
労働基準法及び労働安全衛生法	1問（5点）	10問（10点）
労働者災害補償保険法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）※	1問（5点）	10問（10点）
雇用保険法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）※	1問（5点）	10問（10点）
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問（5点）	10問（10点）
社会保険に関する一般常識	1問（5点）	
健康保険法	1問（5点）	10問（10点）
厚生年金保険法	1問（5点）	10問（10点）
国民年金法	1問（5点）	10問（10点）
合 計	8問（40点）	70問（70点）

※ 選択式では「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」からの出題はありません。択一式の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は、各10問のうち問1～問7が「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」から出題され、問8～問10の3問（計6問）が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」から出題されます。

### 3. 試験地・試験会場

(1) 試験地

北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県

#### 試験地について

受験申込書に記載する「希望試験地」は上記の都道府県より選択して記入してください。

なお、原則として受験申込書で希望した試験地となりますが、各試験地に設置する会場の定員に達した場合や会場確保の状況によっては、近隣の都道府県の会場での受験をご案内する場合があります。

(2) 試験会場

試験会場の希望を受け付けることはできません。受験申込書でご希望いただいた試験地に基づき決定し、受験票でお知らせします。試験会場に関する照会には応じられません。

また、試験会場への直接のお問い合わせは絶対に行わないでください。

## 4. 受験資格

受験資格のいずれか一つに該当する方は受験できます。

詳細については「§ 2.5 受験資格及び受験資格証明書」を参照してください。

## 5. 受験票の郵送

8月上旬に試験センターから受験資格を有すると認められた受験申込者に郵送します。

8月10日（火）までに受験票が届かない場合又は受験票の記載事項に誤りがある場合は、8月12日（木）までに試験センターへご連絡ください（期限までにご連絡のない場合は、受験票が到着したものとみなします。）。

なお、氏名の表記については原則としてJIS第2水準までの文字を使用します。

また、受験票は第54回～56回社会保険労務士試験の受験資格証明書として使用できますので、再受験される方は大切に保管してください。

## 6. 合格基準点

合格基準点は選択式及び択一式のそれぞれの総得点と、それぞれの科目ごとに定め、合格発表日に公表します。各成績のいずれかが合格基準点に達しない場合は不合格となります。

なお、合格基準点に関する照会にはその理由の如何を問わず応じられません。

## 7. 合格者の発表

### (1) 合格発表日

令和3年10月29日（金）

### (2) 合格発表の方法

- ①合格者受験番号の官報公告
- ②合格者受験番号一覧を社会保険労務士試験オフィシャルサイトに掲出（公開予定時刻9：30）
- ③合格証書の郵送（合格発表日に発送）

### (3) 成績（結果）通知書の郵送

途中棄権者、不正者を除く受験者に対し、合格発表日に郵送します。11月8日（月）までに届かない場合は、11月19日（金）までに試験センターにご連絡ください（期限までにご連絡のない場合は、通知が到着したものとみなします。）。なお、この通知は第54回～第56回社会保険労務士試験の受験資格証明書として使用できますので、再受験される方は大切に保管してください。

### (4) その他

- ①合否及び成績に関する照会には、その理由の如何を問わず応じられません。
- ②不正の手段により試験を受け、又は受けようとしたことが判明した場合、合格の決定を取り消す等の措置がとられる場合があります。

## § 2. 受験の申込み

### 1. 提出書類

以下の表を参照し、提出書類を揃えてください。申込みにあたっては専用の申込用封筒（黄色）に入れて、郵便局の郵便窓口（有人窓口）から「簡易書留郵便」で試験センターへ郵送してください。

なお、提出書類等に不備・不足がある場合は受け付けられませんので、下記の留意点をご精読の上、早めに申込みをしてください。また、受験資格を有すると認められた方について提出された書類は返却いたしません。

(1) 通常の受験者	: A～D	の書類
(2) 試験科目の免除申請をする受験者		
①初めて試験科目の免除申請をする受験者	: A～D+E	の書類
②過去に免除決定を受けた科目のみ免除申請をする受験者	: A～D	の書類
③過去に免除決定を受けた科目のほかに追加して免除申請をする受験者	: A～D+E	の書類
(3) 特別の措置を申請する受験者	: A～D+F	の書類

提出書類名	留意点
A 受験申込書	①「§ 2.2 受験申込書の記入要領」を参照してください。記入漏れ等があると不備となりますので、必要事項を全て記入してください。 ②受験申込書には写真以外の書類を貼付しないでください。 ③試験センターからの書類送付先・連絡先は日本国内に限ります。
B 写真	①「§ 2.3 受験申込書に貼付する顔写真の規格」を参照してください。 ②提出された写真について、カラー写真でないもの、規格を満たさないもの、不鮮明なもの、顔の部分が小さいもの等は再提出していただきます。 ③顔写真と本人が著しく異なる場合は、試験時間中であってもお声掛けの上、本人確認を行う場合があります。必ず申込前3か月以内に撮影したものをご用意ください。
C 払込受領証 又は 振替払込受付証明書 (お客さま用) (受験手数料の払込みを証明する書類)	①「§ 2.4 受験手数料の払込方法」を参照してください。 ②コンビニを利用した場合は「払込受領証」の原本を、郵便局・ゆうちょ銀行を利用した場合は「振替払込受付証明書（お客さま用）」の原本を提出してください。 ③払込受領証の受領印欄（振替払込受付証明書（お客さま用）の場合は日附印欄）に受領押印があることを確認してください。押印のないもの、日附印が6月1日以降のものは受け付けられません。
D 受験資格証明書	①「§ 2.5 受験資格及び受験資格証明書」を参照してください。 ②受験資格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓したこと等を証明する戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください。戸籍個人事項証明書で氏名の変遷が確認できないときは、改製原戸籍等の書類が必要となります。 ③外国籍の方で受験資格証明書に通称名の記載がある場合は、通称名の記載があり、マイナンバーの記載のない住民票を添付してください。なお、受験申込書の氏名欄に通称名の記載が必要な場合は、本名に続いて通称名をカッコ書きにしてください（「本名（通称名）」）。 ※ 戸籍個人事項証明書、改製原戸籍及び住民票等の氏名に関する証明書は申込前3か月以内に発行された原本に限ります。

○以下は該当者のみ必要となります

E 免除資格を証明する書類	「§ 2.6 試験科目の免除」を参照してください。
F 特別措置に関する書類	「§ 2.7 特別の措置」を参照してください。 なお、「特別措置申請書」、「措置内容一覧表」は社会保険労務士試験オフィシャルサイトから取得してください。


※ 書類の審査には時間を要するため、早期に申込みの手続きをされても内容の確認及び不備の是正に関する連絡が7月下旬頃となる場合があります。

## 2. 受験申込書の記入要領

### (1) 記入に当たっての注意事項

- ① 申込用紙は機械で処理しますので、破いたり、汚したりしないでください。また、郵送する際に折り目を変えないでください。
- ② 黒のボールペンを使用して楷書で記入してください（消えるもの、水性のものは使用しないでください。）。
- ③ 以下の記入例を参照の上、各枠に収まる程度の大きさと丁寧で記入してください。
- ④ 誤記を訂正する場合は二重線で消し、次の枠又は当該枠の上に書き直してください。訂正印は不要です。また、修正液は使用しないでください。

### (2) 各項目の記入要領

	2021	第53回	社会保険労務士試験受験申込書 社会保険労務士試験試験科目免除申請書 (OCRシート)	希望 試験地	東京都	①
②	氏名 (カタカナ)	リンゴウカイキョウコ				
	氏名 (漢字)	連合会 京子				③
	郵便番号 (7ケタ)	103-8347	携帯等 電話番号	090-1111-1111		
④	住所	東京都中央区日本橋本石町9-9-99 パークヒルズマンション5-2020				
⑤	生年月日	1995年01月01日	年齢	26	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>
⑦	受験資格 コード	15	特別措置 コード	00	携帯等電話番号には、申込者本人と直接連絡の取れる電話番号を記入して下さい。 この欄は不備照会のために使用するものであって、ほかには使用しません。	
⑨	既に免除決定を受けている者の記入欄		新たに免除申請を行う者の記入欄		受験資格を証明する書類として「受験票」又は「成績（結果）通知書」を提出する方の記入欄	
⑩	<small>※既に受けた免除決定通知書番号を記入すること。</small> 既に免除決定を受けた試験科目 → 免除決定通知書番号		<small>※チェック欄に✓印を記入すること。</small> 免除を申請する試験科目		今回提出する「受験票」又は「成績（結果）通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を記入して下さい。	
	労働基準法及び労働安全衛生法		労働基準法及び労働安全衛生法	<input type="checkbox"/>	回次	第52回
	労働者災害補償保険法		労働者災害補償保険法	<input type="checkbox"/>	受験番号	987654321
	雇用保険法		雇用保険法	<input type="checkbox"/>	免除申請事由	
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律		労働保険の保険料の徴収等に関する法律	<input type="checkbox"/>		
	健康保険法		健康保険法	<input type="checkbox"/>		
	厚生年金保険法		厚生年金保険法	<input type="checkbox"/>		
	国民年金法		国民年金法	<input type="checkbox"/>		
	労働管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識		労働管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	<input type="checkbox"/>		
	<b>●受験資格証明書類の注意事項</b> 受験資格証明書類の記載内容に事実と相違があることが判明した場合、試験合格後においても合格取消等の措置がなされる場合があります。受験申込者は記載内容を確認のうえ、提出してください。					
	<b>●申込書記入上の注意事項</b> 1 この用紙右下の記入例を参考にして枠内に楷書で大きく、はっきりと記入してください。 2 この用紙は機械処理しますので破損・汚損に注意してください。また、コピーした申込書は受理できません。 3 写真は受験案内の規格を満たしたものを用意し、のりづけする際は、のりがはみ出ないようにしてください。					
	<b>●申込書類に不備があると受理できません。申込みにあたり、再度、受験案内を精読のうえ、特に提出書類、受験資格、提出期限等を必ず確認してください。また、受験案内に記載の注意事項等を遵守してください。</b>					
	以下は記入しないで下さい。				申込書番号	1234567
	OCRシート	受験資格書類	写真	振替納付書	申込書番号	
	なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	審査済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	年	2021	試験実施回数	53	記入例	1234567890ツシ〃✓

①希望試験地は以下の試験地から希望する都道府県名の一つを漢字・左詰で記入してください。

### 試験地

北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県

- ②氏名（カタカナ）は濁点・半濁点・長音符号がある場合は、それぞれ1文字として記入してください。（例：<sup>1</sup>レ<sup>2</sup>ゴ<sup>3</sup>ウ<sup>4</sup>イ<sup>5</sup> <sup>8</sup>キ<sup>9</sup>ョ<sup>10</sup>コ<sup>11</sup> = 11文字）。ヤユヨ等は小文字ではなく大文字「ヤ ユ ヨ」で記入してください。氏名（漢字）は姓と名の間を1字空け、戸籍どおりの漢字・仮名で記入してください（外国籍の方は住民票に記載のとおり記入してください）。
- ③携帯等電話番号は受験申込書類等に不備があった場合等に使用します。受験申込者本人と直接連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ④住所は都道府県名から記入し、番地等の数字が2桁以上の場合、1枠に1桁として記入してください。濁音・半濁音・長音符号がある場合は、1文字として記入してください（例：<sup>1</sup>パ<sup>2</sup>ー<sup>3</sup>ク<sup>4</sup>ヒ<sup>5</sup>ル<sup>6</sup>ズ<sup>7</sup>マ<sup>8</sup>ン<sup>9</sup>シ<sup>10</sup>ョ<sup>11</sup>ン = 11文字）。
- ⑤生年月日は西暦の4桁を記入し、月日が1桁の場合は、0を付し2桁にして記入してください（例：昭和45年1月1日→1970 01 01）。
- ⑥年齢は5月31日現在のものを記入してください。
- ⑦受験資格コードは「§ 2.5 受験資格及び受験資格証明書」の受験資格一覧表を参照し、該当するコード番号2桁を記入してください。
- ⑧受験資格証明書を第50回～第52回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票又は成績（結果）通知書で提出する方は、当該受験票又は成績（結果）通知書に記載されている試験の回次、受験番号を記入してください。
- ⑨特別措置コードは特別な措置を必要としない方は、「00」を記入してください。特別な措置を希望する方は「§ 2.7 特別な措置」の特別な措置コード表を参照し、該当するコード番号2桁を記入してください。
- ⑩既に試験科目の免除決定を受けている方が免除決定通知書番号を記入する欄です。免除決定通知書番号が6桁の場合は、必ず右詰で記入してください（免除決定通知書番号とは、旧厚生省、旧労働省及び全国社会保険労務士会連合会からの「免除決定通知書」に付されている番号であり、社会保険労務士試験試験科目免除指定講習の修了証の番号ではありません）。
- ⑪新たに試験科目の免除申請を行う方が記入する欄です。免除を申請する試験科目のチェック欄にレ点を記入し、免除資格事由欄に「§ 2.6 試験科目の免除」の試験科目の一部免除資格者一覧のうち該当する事由を記入してください。

### 3. 受験申込書に貼付する顔写真の規格

以下の規格を満たした顔写真を受験申込書の顔写真貼付欄に貼付してください。

なお、顔写真と本人の顔貌が著しく異なる場合は、試験会場で本人確認を行う場合があります。必ず申込前3か月以内に撮影したものをご用意ください。

- 申込前3か月以内に撮影したもの
- デジタルカメラ等で撮影した写真の場合は、写真専用紙を使用したもの
- 縦4.5cm、横3.5cmでふちのないもの（パスポート申請用サイズ）
- カラー写真のもの
- 背景は無地、人物は無帽、正面向き、肩から上が写ったもの
- 受験時に眼鏡を着用する場合は、眼鏡を着用して撮影したもの
- 明るさやコントラストが適切であり、鮮明であること
- 平常の顔貌と著しく異なるもの（スナップ写真等は不可）

※ 上記の規格にひとつでも合わないもの、不鮮明なもの、顔の部分が小さいもの等は再提出していただきます。

※ 写真の裏面には氏名及び生年月日を記入し、全面を薄くのりづけして貼付してください。



## 4. 受験手数料の払込方法

### (1) 受験手数料

受験手数料は 15,000 円（別途、払込手数料 203 円）です。払込手数料は受験申込者の負担となります。なお、払込みに当たっては、専用の受験手数料払込用紙を使用して提携コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）又は郵便局・ゆうちょ銀行の貯金窓口から払い込みしてください。払い込まれた受験手数料は理由の如何を問わず返金できません。

### (2) 払込時の注意事項

- ①ご依頼人の欄（郵便番号、住所、氏名）は、受験申込者本人の住所と氏名を記入してください。
- ②会社名・団体名等で払い込まないでください。
- ③受験申込者 1 名につき受験手数料払込用紙 1 枚を使用してください（複数名分を一括して払い込むことはできません。）。
- ④受験手数料払込用紙は金額訂正をしないでください。
- ⑤ATMは使用しないでください。上記の方法以外で受験手数料を払い込んだ場合、試験センターは受験申込みを受け付けることができません。また、返金もできません。

### (3) コンビニを利用した場合の払込方法



- ①受験手数料払込用紙の所定欄に必要事項を記入して、切り取らずにコンビニのレジへお渡してください。
- ②「払込受領証」が払込人に渡されますので、コンビニ店舗の受領印が押印されていることを確認してください。
- ③この「払込受領証」の原本を受験申込書と一緒に提出してください。

### 【コンビニの例】

<b>02 東京 払込取扱票</b> 通常払込料金 加入者負担 00130000180124 金額 15203 料金 備考 請求詳細 受験手数料 ¥15,000 払込手数料 ¥203 (郵便番号 103-8347) 住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 パークヒルズマンション5-2020 氏名 連合会 京子 CVS収納用 モバイルレジは使用厳禁 申込番番号 1234567 (CVS本部控) (91) 547825-103300000000001234567 120531-0-009120-7 ※社会保険労務士試験の受験申込受付期限は、5月31日です。 発行会社 ヤマトシステム開発㈱ 支払期日 年 月 日 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 東 第 52977 号) これより下部には何も記入しないでください。		<b>振替払込請求書兼受領証</b> 振替払込請求書(お客さま用) (ご依頼人の郵便局・ゆうちょ銀行のご依頼人) 00130000180124 金額 15203 請求詳細 受験手数料 ¥15,000 払込手数料 ¥203 (郵便番号 103-8347) 住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 パークヒルズマンション5-2020 氏名 連合会 京子 申込番番号 1234567 (CVS本部控)	<b>●試験センター提出用</b> <b>払込受領証</b> (コンビニエンスストア発給) 依頼人 (郵便番号 103-8347) 住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 パークヒルズマンション5-2020 氏名 連合会 京子 依頼人コード 申込番番号 1234567 日付 15,203 依頼人 全国社会保険労務士会連合会(試) 収納代行会社 ヤマトシステム開発株式会社 2021.mm.dd お客様控
--	--	---	--

コンビニのレジで回収されます。

### 領収証について

領収証が必要な方は郵便局・ゆうちょ銀行を利用してください。コンビニを利用した場合、払込受領証は試験センターへ提出していただくため、お手元に払込みの控えは残りません。また、提出後は返却いたしませんので必要な方は、提出前にあらかじめご自身でコピーをお取りください。



(4) 郵便局・ゆうちょ銀行を利用した場合の払込方法

- ① 受験手数料払込用紙の所定欄に必要事項を記入して、郵便局・ゆうちょ銀行の貯金窓口へお渡してください。
  - ② 「振替払込請求書兼受領証」と「振替払込受付証明書（お客さま用）」の2票が払込人に渡されますので、日附印欄に郵便局・ゆうちょ銀行店舗の日附印が押印されていることを確認してください。
  - ③ 「振替払込請求書兼受領証」を領収証とします。大切に保管してください。
  - ④ 「振替払込受付証明書（お客さま用）」の原本を受験申込書と一緒に提出してください。
- ※ 必ず郵便局・ゆうちょ銀行の貯金窓口から払い込んでください。ATMから払い込むと提出書類である「振替払込受付証明書（お客さま用）」が発行されません。

【郵便局・ゆうちょ銀行の例】

払込人の控えです。本票を領収証とします。

この用紙は使用しません。

●試験センター提出用

<p style="text-align: center;"><b>払込取扱票</b></p> <p>02 東京</p> <p>日 座 記 号 番 号</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>8</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td> </tr> </table> <p>金額 15203</p> <p>全国社会保険労務士会連合会(試)</p> <p>請求詳細 受験手数料 ¥15,000 払込手数料 ¥203</p> <p>住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 パークヒルズマンション5-2020</p> <p>氏名 連合会 太郎</p> <p>申込書番号 7654321</p> <p>2021.mm.dd</p>	0	0	1	3	0	0	1	8	0	1	2	4	<p style="text-align: center;"><b>振替払込請求書兼受領証</b></p> <p>02 東京</p> <p>日 座 記 号 番 号</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>8</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td> </tr> </table> <p>金額 15203</p> <p>全国社会保険労務士会連合会(試)</p> <p>連合会 太郎 様</p> <p>申込書番号 7654321</p> <p>2021.mm.dd</p>	0	0	1	3	0	0	1	8	0	1	2	4	<p style="text-align: center;"><b>振替払込受付証明書(お客さま用)</b></p> <p>(ご依頼人→郵便局・ゆうちょ銀行→ご依頼人)</p> <p>02 東京</p> <p>日 座 記 号 番 号</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>8</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td> </tr> </table> <p>金額 15203</p> <p>全国社会保険労務士会連合会(試)</p> <p>連合会 太郎 様</p> <p>申込書番号 7654321</p> <p>2021.mm.dd</p>	0	0	1	3	0	0	1	8	0	1	2	4
0	0	1	3	0	0	1	8	0	1	2	4																											
0	0	1	3	0	0	1	8	0	1	2	4																											
0	0	1	3	0	0	1	8	0	1	2	4																											

郵便局・ゆうちょ銀行の貯金窓口で回収されます。

## 5. 受験資格及び受験資格証明書

受験資格一覧表に掲げる受験資格のいずれか1つに該当する方は受験できます。

なお、過去に社会保険労務士試験を受けたことがある方は受験資格一覧表「過去受験」の区分を参照してください。

### (1) 受験資格一覧表

区分	受験資格コード	受験資格	提出書類（受験資格証明書）
学歴	0 1	学校教育法による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校（5年制）を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者	次のいずれかとします。 (1)卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し (2)卒業証書の写し (3)学位記の写し
	0 2	上記の大学（短期大学を除く）において62単位以上の卒業要件単位を修得した者	大学の成績証明書又はその写し
		上記の大学（短期大学を除く）において一般教養科目と専門教育科目等との区分けをしているものにおいて一般教養科目36単位以上を修得し、かつ、専門教育科目等の単位を加えて合計48単位以上の卒業要件単位を修得した者	
	0 3	旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した者	次のいずれかとします。 (1)卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し (2)卒業証書の写し
	0 4	前記01又は03に掲げる学校等以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者（11・12頁参照）	次のいずれかとします。 (1)卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し (2)卒業証書の写し ※ 外国語の証明書の場合は、全文を和訳した文書を添付してください。
	0 5	修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間（62単位）以上の専修学校の専門課程を修了した者	次のいずれかとします。 (1)「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面又はその写し (2)【試験センター様式】専修学校修了者受験資格証明書又はその写し
1 4	全国社会保険労務士会連合会において、個別の受験資格審査により、学校教育法に定める短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（各種学校、外国の大学等の卒業者等）	次の(1)～(3)の全てが必要です。 (1)卒業（修了）証明書又はその写し (2)成績（単位修得）証明書又はその写し (3)カリキュラム等又はその写し（修業年限、授業時間数、授業科目数、必要単位数等が記載されているもの）	
実務経験	0 8	労働社会保険諸法令の規定に基づいて設立された法人の役員（非常勤の者を除く）又は従業者として同法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	【試験センター様式】実務経験証明書の原本（写し不可）
	0 9	国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人（旧特定独立行政法人）、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	
		全国健康保険協会、日本年金機構の役員（非常勤の者を除く）又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者（社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む）	
	1 1	社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	
	1 2	労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事（専従）した期間が通算して3年以上になる者	
会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して3年以上になる者			
1 3	労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者		

※ 労働社会保険諸法令とは社会保険労務士法別表第1に掲げる法律を指します。

区分	受験資格コード	受験資格	提出書類（受験資格証明書）
試験合格	06	社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験に合格した者（12頁参照）	原則として、次のいずれかとします。 (1)合格証明書又はその写し (2)合格証書の写し
	07	司法試験予備試験、旧法の規程による司法試験の第一次試験、旧司法試験の第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者	
	10	行政書士試験に合格した者	次のいずれかとします。 (1)合格証明書又はその写し (2)合格証書若しくは証票又は会員証の写し
過去受験	15	第50回～第52回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票又は成績（結果）通知書を所持している者	第50回～52回までの受験票又は成績（結果）通知書の原本（写し不可）
	16	社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書を所持している者	社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書の写し

## (2) 受験資格及び受験資格証明書の留意点

### 共通

- ①受験資格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓したこと等を証明する戸籍個人事項証明書を添付してください。また、外国籍の方で受験資格証明書に通称名の記載がある場合は、通称名の記載があり、マイナンバーの記載のない住民票を添付してください（戸籍個人事項証明書及び住民票等の氏名に関する証明書は申込前3か月以内に発行された原本に限ります。）。
- ②【試験センター様式】は社会保険労務士試験オフィシャルサイトからダウンロードできますのでご利用ください。
- ③受験資格証明書の文字及び証明印について、不鮮明なものや、欠けているものは受け付けられません。
- ④受験資格証明書で写しの提出が認められているものは、A4サイズで提出してください（縮小コピー可）。  
なお、1枚の証明書を分割してコピーし貼り合わせたものは認められません。
- ⑤提出された書類は返却いたしません。

### 学歴

- ①専攻の学部・学科・コース等は問いません。
- ②卒業（修了）証明書等については、厳封されている場合でも受験申込者が開封・確認し、証明書のみを提出してください。

### 実務経験

- ①受験資格コード「08」、「09」、「11」、「12」、「13」をまたがったの従事期間の通算はできません。
- ②週の労働時間が一定の基準に満たない短時間労働者の場合は受験資格に該当しません。
- ③休職、休業期間は実務経験の期間から減算します。
- ④実務経験証明書の作成に当たっては、実務経験証明書裏面及び社会保険労務士試験オフィシャルサイトの記載例を参照してください。
- ⑤自衛官の方は実務経験証明書の項目のほか、所属部署ごとに階級を記載してください。
- ⑥労働組合の専従役員の方は実務経験証明書の項目のほか、専従役員であることと役職名を記載してください。
- ⑦法人等の労務担当役員の方は実務経験証明書の項目のほか、労務担当役員であることと役職名を記載してください。

### 試験合格

- ①提出書類（受験資格証明書）が不明な場合は事前に試験センターに確認してください。
- ②合格証明書の発行については各試験の実施団体にお問い合わせください。

### 過去受験

- ①受験資格を証明する書類として「受験票」又は「成績（結果）通知書」を提出する方は、今回提出する「受験票」又は「成績（結果）通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を受験申込書に記入してください。
- ②過去の受験票及び成績（結果）通知書を再発行することはできません。紛失されている場合は、「学歴」、「実務経験」、「試験合格」の区分の内から該当するものを用意してください。

(3) 厚生労働大臣が認めた学校等

(受験資格コード04関係)

- ① 保健師学校、同養成所
- ② 助産師学校、同養成所
- ③ 看護師学校、同養成所（旧甲種看護婦養成所を含むものとし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校の卒業（以下「新高卒」という。）を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）  
看護師学校、同養成所の進学課程（免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は「新高卒」の准看護師を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）  
旧看護婦養成所（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）  
※ 准看護師学校、同養成所は該当しないことに注意。  
（備考）上記の「保健師学校、同養成所」、「助産師学校、同養成所」、「看護師学校、同養成所」、及び「准看護師学校、同養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による「保健婦学校、同養成所」、「助産婦学校、同養成所」、「看護婦学校、同養成所」及び「准看護婦学校、同養成所」を含む。
- ④ 保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設
- ⑤ 栄養士の養成施設
- ⑥ 美容師養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
- ⑦ 理容師養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
- ⑧ 理学療法士学校、同養成施設
- ⑨ 作業療法士学校、同養成施設
- ⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの又は学校教育法による中学校の卒業を入学資格とする修業年限5年以上のもの。）
- ⑪ 柔道整復師学校、同養成施設（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- ⑫ 言語聴覚士学校、同養成所
- ⑬ 診療放射線技師学校、同養成所
- ⑭ 旧診療エックス線技師学校、同養成所
- ⑮ 臨床工学技士学校、同養成所
- ⑯ 臨床検査技師学校、同養成所
- ⑰ 旧衛生検査技師学校、同養成所
- ⑱ 視能訓練士学校、同養成所
- ⑲ 義肢装具士学校、同養成所
- ⑳ 歯科技工士学校、同養成所
- ㉑ 歯科衛生士学校、同養成所
- ㉒ 救急救命士学校、同養成所
- ㉓ 社会福祉主事の養成機関（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- ㉔ 職業能力開発総合大学の特定専門課程（旧専門課程を含む。）及び長期課程（旧職業能力開発大学の長期課程、旧職業訓練大学の長期課程、長期指導員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程を含む。）
- ㉕ 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発大学の専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）を含む。）
- ㉖ 大学の別科（修業年限2年以上のもの。）
- ㉗ 高等学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。）又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。）  
（備考）上記の「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による「盲学校」、「ろう学校」及び「養護学校」を含む。

- ㉘ 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数1,700時間（62単位）以上の専修学校の専門課程（本規定での証明書は受験資格コード05の書面となります。卒業証書・卒業証明書・修了証明書では受け付け（受験）できない場合があります。）
- ㉙ 外国における大学等の卒業生（通算修業年数が14年以上となるもの。）
- ㉚ 旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、旧関東州令、在満帝國臣民教育令又は大正10年勅令第328号（旧外地教育令）による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校、師範学校又は中等教員養成所
- ㉛ 旧図書館職員養成所
- ㉜ 養護教諭養成機関
- ㉝ 幼稚園教諭養成機関
- ㉞ 小学校教員養成機関
- ㉟ 中学校教員養成機関
- ㊱ 盲学校教員養成機関
- ㊲ 旧国立工業教員養成所
- ㊳ 旧国立養護教諭養成所
- ㊴ 旧東京美術学校師範科又は本科
- ㊵ 旧東京音楽学校の本科又は甲種師範科
- ㊶ 旧高等師範学校又は女子高等師範学校
- ㊷ 旧東京農業教育専門学校
- ㊸ 旧師範学校又は青年師範学校
- ㊹ 旧高等女学校の高等科又は専攻科
- ㊺ 旧東京盲学校師範部甲種
- ㊻ 旧東京ろう学校師範部の普通科甲又は技芸科
- ㊼ 旧臨時教員養成所
- ㊽ 旧青年学校教員養成所
- ㊾ 旧実業補習学校教員養成所
- ㊿ 旧実業学校教員養成所
- 1 都道府県農業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- 2 都道府県林業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- 3 都道府県蚕業講習所（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- 4 農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の果樹試験場又は野菜・茶業試験場の農業技術研修課程（旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- 5 鯉淵学園本科
- 6 旧高等農事講習所本科
- 7 水産大学校
- 8 旧水産講習所遠洋漁業科、専攻科又は本科
- 9 旧函館水産専門学校の遠洋漁業科又は専攻科
- 10 旧鉄道教習所専門部（専門部と同等とみなされる部及び科を含む。）
- 11 旧日本国有鉄道中央鉄道学園の大学課程（「新高卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの。）
- 12 海上保安大学校本科
- 13 海上保安学校灯台科又は本科（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- 14 海技大学校本科
- 15 旧高等商船学校本科又は専科
- 16 旧商船学校（席上課程及び実習課程を含む。）
- 17 旧商船高等学校（席上課程及び実習課程を含む。）
- 18 航空大学校
- 19 航空保安大学校本科
- 20 旧航空保安職員研修所本科
- 21 気象大学校大学部（旧気象庁研修所高等部を含む。）
- 22 旧中央气象台技術官養成所本科
- 23 旧高等通信講習所本科又は旧無線電信講習所
- 24 旧電信協会管理無線電信講習所本科
- 25 旧無線電信講習所の高等科第3部、普通科第1部又は本科

- ⑦⑥ 旧通信官吏練習所（旧通信院官吏練習所を含む。）の技術科、行政科又は無線通信科
- ⑦⑦ 旧日本電信電話公社中央電気通信学園高等部（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- ⑦⑧ 旧建設省地理調査所技術員養成所普通科
- ⑦⑨ 防衛大学校
- ⑧① 旧陸軍士官学校（旧陸軍航空士官学校を含む。）
- ⑧② 旧陸軍經理学校
- ⑧③ 旧陸軍造兵廠、旧陸軍航空廠、旧陸軍航空工廠、又は旧陸軍燃料廠の技能者養成所技術員科
- ⑧④ 旧海軍兵学校
- ⑧⑤ 旧海軍機関学校
- ⑧⑥ 旧海軍經理学校
- ⑧⑦ 旧海軍工作所工具養成所（教習所を含む。）の補習科、専習科又は高等科
- ⑧⑧ 旧海軍技手養成所
- ⑧⑨ 旧満州開拓義勇隊国立開拓指導員訓練所

**(4) 厚生労働大臣が認めた国家試験  
(受験資格コード06関係)**

- ① 国家公務員採用総合職試験並びに一般職大卒程度試験、一般職高卒者試験（事務に限る。）及び一般職社会人試験（事務に限る。）（旧国家公務員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種（行政事務及び税務に限る。）試験並びに旧国家公務員採用上級（甲種・乙種）、中級及び初級（行政事務及び税務に限る。）試験を含む。）
- ② 旧青少年矯正職員採用上級（甲種・乙種）試験
- ③ 旧保護観察職員採用上級（甲種・乙種）試験
- ④ 旧国立学校図書専門採用上級（甲種・乙種）及び中級試験
- ⑤ 旧外務公務員採用Ⅰ種及び上級試験
- ⑥ 労働基準監督官採用試験
- ⑦ 航空管制官採用試験
- ⑧ 外務省専門職員採用試験
- ⑨ 国税専門官採用試験
- ⑩ 国会議員政策担当秘書試験
- ⑪ 衆議院事務局職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- ⑫ 衆議院法制局職員採用Ⅰ種試験
- ⑬ 参議院事務局職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- ⑭ 参議院法制局職員採用Ⅰ種試験
- ⑮ 防衛省職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種（一般事務に限る。）試験
- ⑯ 自衛官採用試験（2等陸・海・空士）
- ⑰ 一般曹候補生採用試験（旧一般曹候補生採用試験、旧曹候補士採用試験を含む。）
- ⑱ 自衛隊幹部候補生採用試験
- ⑲ 入国警備官採用試験
- ⑳ 皇宮護衛官採用試験
- ㉑ 裁判所事務官採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- ㉒ 家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験
- ㉓ 刑務官採用試験
- ㉔ 法務省専門職員（人間科学）採用試験（旧法務教官採用試験を含む。）
- ㉕ 財務専門官採用試験
- ㉖ 食品衛生監視員採用試験
- ㉗ 税務職員採用試験
- ㉘ 経験者採用試験（基礎能力試験及び人物試験に加えて、筆記試験（経験論文試験を含む。）が課された者に限る。）
- ㉙ 国立国会図書館職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- ㉚ 旧司法試験第2次試験
- ㉛ 公認会計士試験（旧公認会計士試験第1次、2次試験を含む。）
- ㉜ 不動産鑑定士試験（旧不動産鑑定士試験第1次、2次試験を含む。）
- ㉝ 弁理士試験
- ㉞ 税理士試験

- ③⑤ 旧栄養士試験
- ③⑥ 旧薬剤師規則による薬剤師試験
- ③⑦ 旧獣医試験規則による獣医試験
- ③⑧ 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第1種・第2種資格検定試験
- ③⑨ 旧外務書記生試験規則又は旧外務省留学生規則による試験
- ④⑩ 旧専門学校卒業程度検定規程による検定試験
- ④⑪ 旧高等学校高等科学力検定規程による検定試験
- ④⑫ 技術士試験第2次試験（旧技術士予備試験を含む。）
- ④⑬ 1級総合無線通信士試験（旧級無線通信士試験を含む。）
- ④⑭ 1級陸上無線技術士試験（旧級無線技術士試験を含む。）
- ④⑮ 1級建築士試験
- ④⑯ 第1種・第2種電気主任技術者試験
- ④⑰ 司法書士試験
- ④⑱ 土地家屋調査士試験
- ④⑲ 学芸員資格認定試験
- ⑤① 中小企業診断士試験（旧中小企業診断士試験を含む。）
- ⑤② 情報処理技術者試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、システムアナリスト試験、アプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク・データベース・システム管理・エンベデッドシステム・情報セキュリティ）試験、上級システムアドミニストレータ試験、システム運用管理エンジニア試験、プロダクションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、マイコン応用システムエンジニア試験、情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験、オンライン情報処理技術者試験に限る。）
- ⑤③ ガス主任技術者試験
- ⑤④ 高圧ガス製造保安責任者試験（甲種・第一種冷凍機械に限る。）
- ⑤⑤ 原子炉主任技術者試験
- ⑤⑥ 核燃料取扱主任者試験
- ⑤⑦ 労働安全コンサルタント試験
- ⑤⑧ 労働衛生コンサルタント試験
- ⑤⑨ 特級ボイラー技士試験
- ⑤⑩ 土地改良換地士資格試験
- ⑤⑪ 浄化槽設備士試験
- ⑤⑫ 気象予報士試験
- ⑤⑬ 通訳案内士試験（旧通訳案内業試験を含む。）
- ⑤⑭ 建築設備士試験
- ⑤⑮ 海事代理士試験
- ⑤⑯ 各級海技士国家試験（航海・機関・通信・電子通信）
- ⑤⑰ 各級内燃機関海技士国家試験
- ⑤⑱ 3級船橋当直海技士国家試験
- ⑤⑲ 3級機関当直海技士国家試験
- ⑤⑳ 各級水先人試験
- ⑤㉑ 金融窓口サービス技能検定1級・2級試験（テラー業務、金融商品コンサルティング業務）
- ⑤㉒ キャリア・コンサルティング技能検定1級・2級試験
- ⑤㉓ 知的財産管理技能検定1級試験
- ⑤㉔ 土地区画整理士技術検定試験
- ⑤㉕ 1級建設機械施工技士検定試験
- ⑤㉖ 1級・2級建築施工管理技士検定試験
- ⑤㉗ 1級・2級電気工事施工管理技士検定試験
- ⑤㉘ 1級・2級土木施工管理技士検定試験
- ⑤㉙ 1級・2級管工事施工管理技士検定試験
- ⑤㉚ 1級・2級造園施工管理技士検定試験

上記①～⑲の国家試験については社会保険労務士法に基づき掲載しているため、試験名称等が変更されている場合があります。受験資格に該当するか不明な場合は、あらかじめ試験センターにお問い合わせください。

## 6. 試験科目の免除

### (1) 試験科目の一部免除

社会保険労務士法別表第2の免除資格者（16・17頁参照）に該当する方は、その申請により当該試験科目の免除が決定された試験科目について試験が免除されます。

### (2) 申請方法

試験科目免除申請書は受験申込書と一体となっています。申請をする方は本項をご精読の上、必ず受験の申込みに併せて免除申請をしてください。

なお、次の申請種別により受験申込書の記入欄と記入内容、提出書類が異なります。

申請種別	受験申込書の記入欄・記入内容	免除資格証明書類
過去に免除決定を受けたことがない	<b>B欄</b> ・「新たに免除申請を行う者の記入欄」 新たに免除申請をする試験科目にレ点を記入してください。 ・「免除申請事由」 16・17頁の試験科目の一部免除資格者一覧より該当する事由を記入してください。	実務経験証明書 又は※1～3参照
過去に免除決定を受けた科目のみ免除申請をする	<b>A欄</b> ・「既に免除決定を受けている者の記入欄」 当該試験において、免除を希望する試験科目に免除決定通知書番号を記入してください。	不要
過去に免除決定を受けたことがある	<b>A欄</b> ・「既に免除決定を受けている者の記入欄」 当該試験において、免除を希望する試験科目に免除決定通知書番号を記入してください。  <b>B欄</b> ・「新たに免除申請を行う者の記入欄」 追加して免除申請をする試験科目にレ点を記入してください。 ・「免除申請事由」 16・17頁の試験科目の一部免除資格者一覧より該当する事由を記入してください。	実務経験証明書 又は※1～3参照

※1 労働基準監督官採用試験に合格した者に該当する場合は、労働基準監督官採用試験合格通知書等の写し。

※2 司法試験合格者で労働法を選択した者（旧法の規定による司法試験第2次試験に合格した者で労働法を選択した者を含む。）に該当する場合は、合格証明書（試験合格及び労働法を選択したことが確認できる証明書）。

※3 試験科目免除指定講習を修了した者に該当する場合は、「講習修了証の写し」と「実務経験証明書」。

### ● 受験申込書記入例（免除申請部分）

既に免除決定を受けている者の記入欄		新たに免除申請を行う者の記入欄		受験資格を証明する書類として「受験票」又は「成績（結果）通知書」を提出する方の記入欄
※既に受けた免除決定通知書番号を記入すること。		※チェック欄に✓印を記入すること。		
既に免除決定を受けた試験科目	免除決定通知書番号	免除を申請する試験科目	チェック欄	今回提出する「受験票」又は「成績（結果）通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を記入して下さい。
労働基準法及び労働安全衛生法	□□□□□□□□	労働基準法及び労働安全衛生法	<input checked="" type="checkbox"/>	
労働者災害補償保険法	□□□□□□□□	労働者災害補償保険法	<input checked="" type="checkbox"/>	回次 第□□回
雇用保険法	□□□□□□□□	雇用保険法	<input checked="" type="checkbox"/>	受験番号 □□□□□□□□
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	019505	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	<input type="checkbox"/>	免除申請事由 免除資格者一覧の「イ」に該当。 公務員として労働諸法令に関する 施行事務15年 8-②に該当
健康保険法	□□□□□□□□	健康保険法	<input type="checkbox"/>	
厚生年金保険法	□□□□□□□□	厚生年金保険法	<input type="checkbox"/>	
国民年金法	20119505	国民年金法	<input type="checkbox"/>	
労働管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	□□□□□□□□	労働管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	<input checked="" type="checkbox"/>	

### (3) 実務経験証明書の留意点

免除資格を実務経験により証明する場合は、以下の事項について確認してください。

- ①実務経験により受験資格と免除資格を申請する場合は、内容が同一であっても「実務経験証明書」をそれぞれ原本で提出してください。なお、実務経験証明書が複数枚に及ぶ場合は、各頁に証明印を押すか、証明書の左側2か所をホチキスで留め、各頁の間全てに証明者の割印を押印してください（両面印刷は不可）。
- ②実務経験証明書の所属部署名は部・課・係名まで記入してください（～事務所△△部□□課○○係）。従事した事務内容は単に「○○法の施行事務」、「△△保険に関する事務全般」、「労働保険事務一式」と記入せず、「○○保険の適用に関する事務」、「△△年金の裁定請求審査」、「事業所の臨検監督業務」等その内容を具体的に記入してください。
- ③従事期間は所属部署ごとに記入してください。
- ④証明者は任命権者（例えば、公共職業安定所・労働基準監督署勤務の場合は、都道府県労働局長。旧社会保険事務所勤務の場合は、厚生労働省大臣官房人事課長又は地方支分部局の長。日本年金機構・全国健康保険協会・健康保険組合・厚生年金基金・国民年金基金勤務の場合は、理事長。）になります。
- ⑤休職、休業期間は実務経験の期間から減算します。

### (4) 申請に関する留意事項

- ①過去に免除決定を受けた科目について、今回の試験で免除を希望する場合は、13頁の(2)に記載のとおり申請が必要です。
- ②既に免除決定を受けた試験科目が失業保険法である場合には雇用保険法、健康保険法及び日雇労働者健康保険法である場合には健康保険法、国民年金法及び通算年金通則法である場合には国民年金法、労働及び社会保険に関する一般常識である場合には労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識の各該当欄に免除決定通知書番号を記入してください。
- ③試験科目の一部免除資格者一覧のイに該当する方は、「労働基準法及び労働安全衛生法」、「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」及び「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のほかに「厚生年金保険法」又は「国民年金法」のいずれかを選択して免除申請をすることができます。ただし、「厚生年金保険法」又は「国民年金法」のいずれかを選択して免除申請を行い、免除決定を受けた場合は、以後この科目の変更はできません。
- ④試験科目の一部免除資格者一覧のロ、ニに該当する方は「健康保険法」、「厚生年金保険法」及び「国民年金法」、ホに該当する方は「厚生年金保険法」及び「国民年金法」のほかに「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の3科目のうち2科目（又は1科目）を選択して免除申請をすることができます。ただし、「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のうち2科目（又は1科目）を選択して免除申請を行い免除決定を受けた場合は、以後この科目の変更はできません。
- ⑤既に免除決定を受けている科目がある方で「免除決定通知書番号」が不明な方は、申込みに先立ち試験センターへお問い合わせください。
- ⑥過去に免除科目の決定を受けたのち氏名変更があった場合は、**戸籍個人事項証明書**を添付してください（申込前3か月以内に発行された原本に限ります。）。

### (5) 免除者の取扱いについて

- ①試験科目の免除申請を行い当該試験年度に免除が認められた科目のある者（以下「免除者」という。）は、次の計算式により免除となった科目の試験時間が短縮されます。

#### 短縮時間の計算方法

##### 選択式の短縮時間

$$10 \text{ 分} \times \text{免除となる科目の問題数} [10 \text{ 分/問} = 80 \text{ 分} \div 8 \text{ 問}]$$

##### 択一式の短縮時間

$$3 \text{ 分} \times \text{免除となる科目の問題数} [3 \text{ 分/問} = 210 \text{ 分} \div 70 \text{ 問}]$$

※ 選択式の「労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識」は、2問で20分短縮となります。

- ②免除者は試験当日、択一式試験問題を持ち帰ることができません。また、自らの解答を書き控えて持ち帰ることもできません。これは上記①のとおり試験時間が短縮されるため、通常の試験の実施中に問題用紙が持ち出されることを防止するための措置です。なお、欠席者・途中棄権者・不正者を除く免除者は、択一式試験問題を持ち帰ることができないため9月中旬頃に試験センターより未使用の択一式試験問題用紙を郵送します。
- ③免除者は原則、免除者を集めた試験室での受験となります（会場の都合により特別の措置を受ける方と同室となる場合もあります。）。
- ④試験開始時刻は「§ 3.4 試験の時間割」のとおりですが、試験終了時刻は個別に異なります。試験の終了に当たっては監督者の指示に従ってください（当日の時間割は机上の受験番号シール内に表示します）。
- なお、試験終了時刻が「§ 3.4 試験の時間割」の退室禁止時間と重なる場合、解答用紙は回収しますが退室可能時間又は試験終了時刻まで自席にて待機いただくこととなります。

## (6) 免除加算点

- ①免除加算点は原則として以下の計算方法で算出し、免除された科目に配点します。
- ②択一式の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」には10問中3問ずつ「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」が含まれるため、「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は満点を7点とし、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」は満点を6点として計算します。
- ③可否の判断は免除科目の配点に受験した科目の得点を加えた合計点と、受験した科目の得点が、それぞれの合格基準点に達した場合に合格となります。

### 免除加算点の計算方法

#### 選択式の免除科目の配点

$$\text{総得点の合格基準点} \div 40 \text{ 点 (満点)} \times \text{免除となる科目の満点}$$

#### 択一式の免除科目の配点

$$\text{総得点の合格基準点} \div 70 \text{ 点 (満点)} \times \text{免除となる科目の満点}$$

(例) ①選択式の総得点の合格基準点が25点の場合

$$25 \text{ 点} \div 40 \text{ 点} \times 5 \text{ 点} = \text{免除となる科目に} 3.1 \text{ 点を配点 (小数第2位を四捨五入)}$$

②択一式の総得点の合格基準点が44点の場合

$$44 \text{ 点} \div 70 \text{ 点} \times 10 \text{ 点} = \text{免除となる科目に} 6.3 \text{ 点を配点 (小数第2位を四捨五入)}$$

以上のことから、原則として総得点の合格基準点の点数を各科目に均一に割り当てた点数が免除科目の得点とみなされるため、受験した科目において免除科目への配点以上の得点をしないと総得点の合格基準点に達しない場合がありますので、ご理解の上、科目免除を申請してください。なお、配点結果に関しての事後照会には応じられません。

## (7) 審査結果について

免除申請の結果は8月上旬に受験票とは別に郵送します。8月10日（火）までに届かない場合は、8月12日（木）までに試験センターへご連絡ください（期限までにご連絡のない場合は、通知が到着したものとみなします。）。なお、審査の結果、申請科目の全部又は一部が免除資格に該当しない場合であっても受験資格がある場合は、受験申込みの取消し及び受験手数料の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

## (8) 次年度以降の免除申請について

- ①試験科目の免除決定は試験合格まで有効です。
- ②免除決定を受けた科目については、試験年度毎に免除申請をする・しないを選択することができます。



## (9) 試験科目の一部免除資格者一覧

免除資格者欄に該当する者は当該科目の免除申請ができます。

免除科目	免除資格者
1 労働基準法及び労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下記イ参照</li> <li>② 国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者</li> <li>③ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者</li> <li>④ 労働基準監督官採用試験に合格した者</li> <li>⑤ 司法試験に合格した者で労働法を選択した者（旧法の規定による司法試験第2次試験に合格した者で労働法を選択した者を含む。）</li> </ul>
2 労働者災害補償保険法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下記ロ参照（3の①及び4の①に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> <li>② 下記イ参照</li> <li>③ 下記ハ参照（3の③及び4の③に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> <li>④ 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者</li> <li>⑤ 労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者</li> <li>⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者</li> <li>⑦ 下記ニ参照（3の⑦及び4の⑦に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> <li>⑧ 下記ホ参照（3の⑧及び4の⑧に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> </ul>
3 雇用保険法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下記ロ参照（2の①及び4の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> <li>② 下記イ参照</li> <li>③ 下記ハ参照（2の③及び4の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> <li>④ 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者</li> <li>⑤ 雇用保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者</li> <li>⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者</li> <li>⑦ 下記ニ参照（2の⑦及び4の⑦に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> <li>⑧ 下記ホ参照（2の⑧及び4の⑧に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> </ul>
4 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下記ロ参照（2の①及び3の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> <li>② 下記イ参照</li> <li>③ 下記ハ参照（2の③及び3の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> <li>④ 国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者</li> <li>⑤ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者</li> <li>⑥ 労働保険事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は職員として労働保険事務に従事した期間が通算して10年以上になる者</li> <li>⑦ 下記ニ参照（2の⑦及び3の⑦に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> <li>⑧ 下記ホ参照（2の⑧及び3の⑧に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）</li> </ul>
5 健康保険法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下記ロ参照</li> <li>② 国又は地方公共団体の公務員として健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者</li> <li>③ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者</li> <li>④ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者</li> <li>⑤ 健康保険組合、健康保険組合連合会若しくは全国健康保険協会の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間（全国健康保険協会設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として健康保険法の施行事務に従事した期間を含む。）が通算して10年以上になる者</li> <li>⑥ 下記ニ参照</li> <li>⑦ 日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間（日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として健康保険法の施行事務に従事した期間を含む。）が10年以上になる者</li> </ul>

免除科目	免除資格者
6 厚生年金保険法	① 下記ロ参照 ② 下記イ参照(7の②に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ③ 下記ハ参照(7の③に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ④ 国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 厚生年金基金、企業年金連合会(旧厚生年金基金連合会)若しくは厚生年金保険法に基づく実施機関(厚生労働大臣を除く。)の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑧ 下記ニ参照 ⑨ 下記ホ参照 ⑩ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者
7 国民年金法	① 下記ロ参照 ② 下記イ参照(6の②に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ③ 下記ハ参照(6の③に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ④ 国又は地方公共団体の公務員として国民年金法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 国民年金基金、厚生年金基金若しくは企業年金連合会(旧厚生年金基金連合会)又は共済組合、若しくは共済組合連合会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として公的年金各法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑧ 下記ニ参照 ⑨ 下記ホ参照 ⑩ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として国民年金法の実施事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として国民年金法の施行事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者
8 労働管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	① 下記ハ参照 ② 国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間、厚生労働大臣が所管する行政執行法人(旧特定独立行政法人)の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として行政事務に相当する事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者 ④ 全国健康保険協会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として行政事務に相当する事務に従事した期間(全国健康保険協会設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者

イ 国又は地方公共団体の公務員として社会保険労務士法別表第1に掲げる労働諸法令(別表第1第1号から第20号の20までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第1号から第20号の20までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ロ 国又は地方公共団体の公務員として社会保険労務士法別表第1に掲げる社会保険諸法令(別表第1第21号から第31号までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第21号から第31号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。以下同じ。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ハ 労働若しくは社会保険に関する法令に関する厚生労働省令で定める事務(以下「労働社会保険法令事務」という。)を行う厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者又は社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者で、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了した者

ニ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間(日本年金機構の設立当時の役員(非常勤の者を除く。)又は日本年金機構法附則第8条第3項の規定により日本年金機構の職員として採用された者(上記「日本年金機構設立当時の役職員」という。)にあっては、社会保険庁の職員として社会保険諸法令の施行事務に従事した期間を含む。)が通算して15年以上になる者

ホ 全国健康保険協会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間(全国健康保険協会設立当時の役員(非常勤の者を除く。)又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第15条第3項及び雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第26条第3項の規定により全国健康保険協会の職員として採用された者(上記「全国健康保険協会設立当時の役職員」という。)にあっては、社会保険庁の職員として社会保険諸法令の施行事務に従事した期間を含む。)が通算して15年以上になる者

## 7. 特別の措置

### (1) 特別の措置

身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる方は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができます。

なお、補聴器、ルーペ、座布団等の持参使用が必要な方や、試験時間中に服薬が必要な方も特別の措置の申請が必要となります。

### (2) 申請方法

受験申込書の特別措置コード欄に該当するコードを記入（19頁参照）の上、「特別措置申請書」及び添付書類（以下「申請書類」という。）を受験申込書に添えて提出してください。なお、申請に当たっては障害等の種類・程度・症状と希望する措置によって必要となる添付書類が異なりますので、「措置内容一覧表」を参照の上、申請書類を揃えて提出してください。

※1 過去に特別の措置の申請をした方であっても受験の申込みの都度、申請書類の提出が必要です。また、過去に提出した書類と同一内容の書類であっても添付書類を省略することはできません。

※2 受験申込書の特別措置コードに記入がない場合は、特別の措置の希望はないものとみなします。

また、申請書類に不備・不足があった場合は、特別の措置が認められない可能性があります。記入漏れや書類の不備・不足については充分ご注意ください。

※3 「特別措置申請書」、「措置内容一覧表」は社会保険労務士試験オフィシャルサイトから取得できます。なお、不明な点は試験センターにお問い合わせください。

### (3) 添付書類

添付書類については「措置内容一覧表」を参照の上、次の中から対応する必要書類をご用意ください。

なお、特別の措置の審査に際し添付書類の追加提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### ①医師の診断書（原本）

申込前3か月以内に発行された原本を提出してください。

#### ②身体障害者手帳の写し

氏名及び障害の状態が記載されている部分の写しを提出してください。

#### ③精神障害者保健福祉手帳の写し

有効期限内のものに限ります。氏名の記載及び公印のある部分の写しを提出してください。

#### ④特定疾患医療受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証の写し

有効（承認）期限内のものに限ります。氏名の記載、疾病名及び公印のある部分の写しを提出してください。

#### ⑤自立支援医療等受給者証の写し

有効期限内のものに限ります。氏名の記載及び公印のある部分の写しを提出してください。

#### ⑥母子健康手帳の写し

氏名及び手帳発行日が記載されている部分の写しを提出してください。

### (4) 特別措置者の取扱い

①特別措置者は原則、特別の措置のない受験者とは別室での受験となります。

②試験時間の延長措置について申請し認められた者は「§ 3.4 試験の時間割」とは時間が異なるため、試験センターより別途ご案内します。

## (5) 措置内容の審査

特別の措置は必ずしもご希望どおりの措置が受けられることをお約束するものではありません。障害等の種類・程度・症状と希望する措置内容に合理性が認められ、かつ医師の診断書等の添付書類によりその必要性が客観的に確認できる措置についてのみ認めます。

なお、不正防止・公平性の観点及び設備的・技術的制約・安全性の確保等により試験センターが対応できないと判断した措置は認められません。

また、措置内容の審査は毎年の試験ごとに行うため、過去に認められた措置であっても却下となる可能性があります。

## (6) 特別措置の決定

決定した措置については「特別措置審査結果通知書」に記載し、8月上旬に受験票とは別に郵送します。

8月10日（火）までに届かない場合は、8月12日（木）までに試験センターへご連絡ください（期限までにご連絡のない場合は、通知が到着したものとみなします。）。なお、通知した措置のほかにご希望がある場合でも追加で申請を行うことはできません。

## (7) その他

- ①試験当日は受験票のほかに「特別措置審査結果通知書」を必ず持参してください。
- ②受験に際し介助が必要な場合は、特別の措置を申請した上で、受験者自身が介助者を手配してください（試験の監督者等は受験者の介助を行うことはできません。）。また、試験時間中の入室制限等、介助者の介助の範囲には制限があります。
- ③特別の措置の申請に当たっては、特別措置申請書に記載された「注意事項」を確認してください。
- ④全盲又は弱視力で特別の措置を申請する方は、受験申込前に電話等により試験センターへご連絡ください。なお、試験センターからの案内文書は全て墨字となりますので、あらかじめご了承ください。

## (8) 特別措置コード表

特別措置コード	区 分
01	視覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
02	聴覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
03	上肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
04	下肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
09	上記01～04以外で、受験に際し特別の措置を希望する（妊娠中、試験時間中の服薬希望等）。あるいは01～04の複数に該当する場合で、受験に際し特別の措置を希望する。

※ 受験に際し特別の措置を希望する方は、上記の「01～09」のうち該当するコード番号を受験申込書に必ずご記入ください。

## 8. 届出事項の変更

受験申込書提出後に届出事項に変更が生じた場合は、以下の変更する項目に応じて試験センターへ期限までに届け出てください。

なお、各様式は社会保険労務士試験オフィシャルサイトから取得できます。

### (1) 住所・電話番号の変更について（様式A）

住所・電話番号のみを変更される場合は、FAX又は郵送により様式Aを提出してください（試験日以降は10月8日（金）まで受け付けます）。また、郵便局の転送手続も行ってください。

なお、住所・電話番号の変更に当たり試験地を変更せず氏名の変更を伴うものは様式Bを、試験地の変更を伴うものは様式Cを届け出てください。

### (2) 氏名等の変更について（様式B）

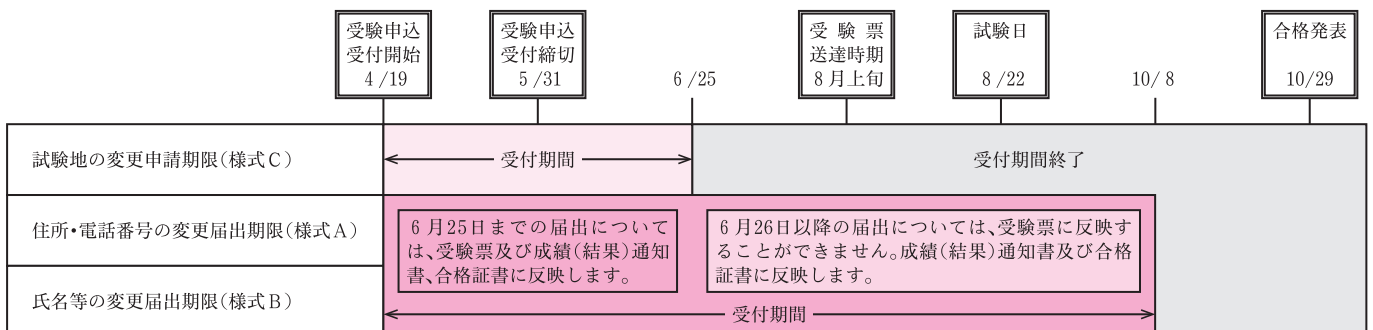
氏名等の変更があった場合は、簡易書留郵便により様式B及び戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の原本を提出してください（試験日以降は10月8日（金）まで受け付けます）。

なお、氏名等の変更に当たり試験地の変更を伴うものは様式Cを届け出てください。

### (3) 試験地の変更について（様式C）

住所の変更等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする場合は、6月25日（金）17:30までにあらかじめ試験センターへお問い合わせの上、簡易書留郵便により様式C及び必要書類の全てを提出してください。6月25日（金）17:30以降の変更は一切受け付けません。

### (4) 変更届等に関するスケジュール表



※1 「氏名」の変更について6月26日以降に届け出た場合は、受験票に反映することができません。試験当日は受験票に記載の氏名（変更届出前の氏名）で受験していただきます。なお、成績（結果）通知書及び合格証書には変更内容を反映します。

※2 受付期間終了後の届出は必要ありません。

## 9. 個人情報の取扱い

試験センターは申込みの際に取得した受験申込者の個人情報を、社会保険労務士試験実施事務、統計事務、社会保険労務士登録申請の受付事務、試験科目の免除申請及び特別措置申請を受けた場合の厚生労働省への確認事務以外に利用することはありません。

また、合格者の個人情報については社会保険労務士の登録申請に当たり、その申請に必要な書類を郵送するために使用し、さらに、受験申込書に記入された住所地の都道府県社会保険労務士会に提供する場合があります。

## § 3. 試験当日の注意事項等

### 1. 試験当日の持参品

#### (1) 試験時間中に机の上に置けるもの

##### ①受験票

試験中は必ず机の上へ置いてください。また、受験票に書き込みはしないでください。

##### ②筆記用具

HBの鉛筆、HBのシャープペンシル、プラスチック消しゴムのみ認められます。

蛍光ペン、色鉛筆、定規、鉛筆削り等の使用はできません。

##### ③腕時計

原則として試験室に時計はありません。ある場合でも正確な時刻とは限りませんので通信・計算機能がなく、音を発しないものを持参してください。

##### ④眼鏡（必要な方のみ）

眼鏡ケースはカバン等に収納していただきます。

#### (2) その他の持参品

##### ①飲料水

持ち込む場合はペットボトルのみ可とします（ボトルカバーは使用不可）。ボトル缶、水筒は持ち込めません。なお、試験中の飲水には時間の制限があり、詳細については試験当日に説明します。

##### ②昼食

各自でご用意の上、ご来場ください。

##### ③写真付きの身分を証明する書類（運転免許証、パスポート、社員証、学生証等）

受験申込時に提出された写真と本人が著しく異なる場合は、試験時間中であっても本人確認を行う場合があります。

#### (3) 所持品について

所持品の管理は自己責任です。落し物・忘れ物・盗難等にご注意ください。試験センターは一切の責任を負いません。

### 2. 携帯電話・スマートウォッチ等の電子機器類の取扱い

試験当日の携帯電話・スマートウォッチ・パソコン・タブレット・電子辞書・電卓・PDA・スマートグラス等のウェアラブル端末等の電子機器類（以下「携帯電話・スマートウォッチ等」という。）の持込みについては、次のとおり充分ご注意ください。なお、携帯電話・スマートウォッチ等の取扱いについては試験当日の事前説明及び監督者の指示に従ってください。

- a. 携帯電話・スマートウォッチ等は試験室内で使用できません。試験室内に持ち込む場合は事前に電源の切り方を確認してください。
- b. 不正行為防止のため携帯電話・スマートウォッチ等を時計として使用することはできません。
- c. 試験中に音が鳴る、あるいはバイブレーションが作動し、所有者を特定したときや電源を付けたまま所持していることが確認された場合は失格となります。
- d. 腕時計の機能や形状によっては試験時間中であっても確認をさせていただく場合があります。
- e. 試験会場では携帯電話・スマートウォッチ等をお預かりすることはできません。

### 3. 試験会場等について

#### (1) 来場方法と開場時刻

- ①受験票に記載された試験会場に公共交通機関を利用してご来場ください。車（タクシーを含む）、バイクや自転車での来場・送迎は禁止します。
- ②開場時刻は9:30です。この時刻より早く来場されても入場できませんのでご注意ください。

#### (2) 試験室及び座席について

試験室は試験当日に会場でご案内します。また、座席は受験番号による指定席です。

### 4. 試験の時間割

着席時刻から試験についての注意事項を説明しますので、この時刻までに着席してください。

試験開始時刻に着席していない方は受験できません。また、午後の試験のみを受験することはできません。出席状況を確認した結果、午前の試験を欠席し午後からの受験であった場合は、退席していただきます。

事 項	選択式（午前）	択一式（午後）
着席時刻（受験者集合・着席）	10:00	12:50
注意事項の説明、試験開始準備	10:00～10:30（30分）	12:50～13:20（30分）
試験開始時刻	10:30	13:20
退室禁止時間	着席～試験開始後	10:00～11:10（70分）
	試験開始後～終了前	12:50～14:10（80分）
	11:40～11:50（10分）	16:40～16:50（10分）
退室可能時間（許可を得てトイレ・飲水可能）	11:10～11:40（30分）	14:10～16:40（150分）
試験終了時刻	11:50	16:50
昼食時間（監督者の退室許可後から休憩開始）	11:50～12:50（60分）	

※ 退室可能時間中は希望者に対し、監督者が順次トイレにご案内します。監督者の指示があるまではトイレに離席することはできませんので、自席にて待機いただきますようお願いいたします。

なお、すぐにご案内できるとは限りませんので、必ず着席時刻前や昼食時間中に済ませていただきますようお願いいたします（トイレ等の離席中も試験時間は中断されません）。

### 5. その他

#### (1) 服装について

冷房設備の温度調整ができない場合がありますので、体感温度の調節が可能な服装としてください。また、試験会場への入場に当たりマスクの着用を求める場合がありますので、必ず持参してください。

#### (2) 試験当日の注意事項

- ①試験当日に新型コロナウイルス感染症に罹患している、又は、発熱が認められた場合等は受験することができません。そのほか、濃厚接触者等で罹患している可能性がある、又は、体調不良が認められる場合は受験の自粛をお願いします。受験に当たっては、体調管理にご留意ください。
- ②試験中に不正行為が確認された場合は、受験を中止させ退室を命じることがあります。また、試験会場・試験室内の秩序を乱す行為、他の受験者に迷惑を及ぼす行為が確認された場合も同様の取扱いとします。
- ③試験時間中に監督者への意思表示が必要な場合は、黙って手を挙げてください。
- ④試験時間中に周囲の生活騒音がある場合でも救済措置は行いません（ドア等の開閉音、監督者等の足音、監督者の監督業務上必要な会話・アナウンス・事務作業により生じる筆記音・封筒から書類を取り出す際の音等、空調音、飛行機・船舶・電車・車等の音、緊急車両等のサイレン、犬・蝉等の鳴き声、照明の点滅、街頭宣伝、他の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音等）。
- ⑤監督業務上必要と判断された場合は、試験時間中であってもお声掛けをすることがあります。この場合は試験時間の中断とならず救済措置も行いません。
- ⑥試験中に火災・地震等の緊急を要する事態が発生した場合は、試験室の監督者の指示に従い行動してください。
- ⑦試験終了の指示と同時に筆記用具を置いて解答を止めてください。
- ⑧試験終了後、解答用紙が回収されても監督者の指示があるまで席を立たないでください。

## § 4. よくある質問 (FAQ)

### Q 1. 専門学校を卒業した場合、受験できますか？

A. 専門士の称号を受けている、又は、3条件（①修業年限が2年以上、②総授業時間数が1,700時間以上、③専門課程）を満たした課程を卒業していれば受験資格に該当し受験することができます。

平成7年以降に専門学校を卒業している場合は、ご自宅等に保管している卒業証書や称号授与書に専門士の記載があるかどうかを確認してください。専門士の記載がある場合は、当該書面の写しが受験資格証明書となります。

平成6年以前に専門学校を卒業している、又は、卒業証書や称号授与書に専門士の記載がない場合は、前記3条件を満たす課程を卒業していることが確認できる証明書が必要となるため、社会保険労務士試験オフィシャルサイト内の「専修学校修了者受験資格証明書」を使用して卒業した学校に証明書の発行を依頼してください。

### Q 2. 外国の大学（又は短期大学）を卒業した場合、受験資格に該当しますか？

A. 通算修業年数が14年以上となる方については学士又は準学士の学位をもって受験資格に該当する可能性があります。試験センターに事前確認をお願いします。

### Q 3. 最終学歴は高等学校卒業です。受験できますか？

A. 受験資格のうち「学歴」の区分には該当いたしません（受験資格コード03に規定する高等学校は学校教育法に基づく高等学校ではありません。）。「実務経験」又は「試験合格」の区分で該当するものがあれば受験することができます。

### Q 4. 大学の卒業証書（又は学位記）がA3サイズより大きい場合はどうすればいいですか？

A. 通常の複合機等では適切にコピーをとることができませんので、卒業された学校で卒業証明書を入手し、提出してください。証明書の文字や印が切れているものや、分割してコピーし貼り合わせたものは認められません。

### Q 5. 再受験をする場合は、再度受験資格証明書を用意する必要がありますか？

A. 受験資格証明書は受験申込みの都度必要となりますが、直近3年以内に社会保険労務士試験を受験された方は受験票又は成績（結果）通知書の原本を受験資格証明書として使用することができます。

なお、受験票又は成績（結果）通知書は再発行できませんので、紛失された方は「学歴」、「実務経験」又は「試験合格」の区分から再度受験資格証明書をご用意ください。

### Q 6. 試験当日、座布団（クッション）を持ち込んでもいいですか？

A. 通常受験での持込みは認められません。受験申込みに併せて特別の措置を申請し認められた場合のみ持ち込むことができます。「§ 2.7 特別の措置」を参照してください。

### Q 7. 試験時間中に途中退室するため、受験票に自分の解答を書き控えてもいいですか？

A. 不正防止の観点から受験票への書き込みは認められません。

### Q 8. 試験会場での感染症対策について教えてください。

A. 具体的な対策等については社会保険労務士試験オフィシャルサイト内にてお知らせいたします。

なお、試験当日は検温を行う予定です。検温の結果、発熱が認められた場合は、試験会場への入場ができませんのであらかじめご了承ください。